

気をつけよう！見守ろう！ ふくい消費生活



2018年2月号

ー オレオレ詐欺に注意！！ー

お金を渡したら取り戻すことは困難です！

詐欺の始まりは、こんな1本の電話からです。

本当の息子さんやお孫さんの名前を名乗っても注意！

〇〇〇だけど、
風邪をひいて声が
おかしいんだ。

実は、最近携帯電話を
なくして番号が変わっ
たんだ。



日頃、家に居ることの多い高齢者が被害を受けています。

ー福井県内のオレオレ詐欺の被害認知状況ー

平成29年1月～12月 認知件数 **26件** 被害金額 約**9,760万円**

平成28年1月～12月 認知件数 **17件** 被害金額 約**4,520万円**

昨年同期を大きく上回っています。

(福井県警察本部公表「福井県内における特殊詐欺の被害状況」より)

オレオレ詐欺の手口(孫かたり)はこんな風・・・

① ある日、孫を名乗る男からAさんに電話が・・・



(犯人)ワルオだよ。風邪をひいて声がおかしいけど。携帯電話なくしてしまって、電話番号が変わったから新しい番号登録して。

詐欺のポイント

- 風邪をひいて、声の調子がおかしい
- 電話番号が変わった



② 翌日、昨日登録した番号から電話が・・・



(犯人)実は、会社のお金を500万円使い込んでしまって、このままだとクビになるから、すぐに500万円貸してほしい。お願い！



(犯人)銀行でお金をおろす時に使い道を聞かれたら、「家のリフォームのため」と言ってね。

詐欺のポイント

- 急ぎでお金が必要と訴える

(こんな場合もあります)

- 交通事故をおこし、示談金が必要になった。
- 不倫相手の女性を妊娠させた。

③ Aさんは、その日のうちに銀行に行き定期預金を解約してお金を用意しました。その翌日・・・



(犯人)オレは、弁護士と話をしてお金を取りに行けないんだ。電車で〇〇駅まで来て、同僚のBさんにお金を渡して欲しい。

詐欺のポイント

- 自分は、直接受け取りに行けないと言う

(お金の受取の手口も様々！)

- 自宅に直接現金やキャッシュカードを受け取りにくる。
- 「レターパック」や「宅急便」でお金を送らせる。

④ Aさんは、〇〇駅まで行き、同僚を名乗る男に現金を渡してしまいました。

警察官をかたる電話にも注意！！

「通帳は盗まれていませんか？〇〇銀行内に顧客の貯金を狙っている者がいます。」などと言い、銀行で預金をおろさせ「お金についての指紋を照合したいのでお金を一時お預かりします。」とお金を預かるふりをして持ち去ってしまうケースもあります。

警察官が家に出向き、お金や通帳、キャッシュカードを預かることは絶対にありません。

被害にあわないためのアドバイス

(オレオレ詐欺と思われる電話を受けたら)

- 息子さんやお孫さんが今まで使っていた電話番号に連絡してみましょう。
- 家族や周囲の人に相談しましょう。
- すぐに家族などに相談できない場合は、一人で悩まず最寄りの消費生活相談窓口で電話しましょう。
- 家族の間で「合い言葉」などを決めましょう。

(ご家族や周囲の方々)

- 日頃から、家族と連絡を密にとりあい近況を伝え合いましょう。
- 詐欺の情報や手口などについて話し合いましょう。
- 銀行やATMで不安そうな人がいたら思い切って声をかけましょう。
金融機関やコンビニで被害を未然に防ぐケースも多くあります。



固定電話機に詐欺防止対策をしよう！

最近販売されている電話機には、電話を受信した時点でメッセージを流し内容を録音する機能などが付いているものもあります。詐欺の犯人は、証拠を残したくないため録音されることを嫌います。また、既に番号を表示する電話機などがついていない場合は、知らない番号からの電話には出ないことで被害を防げます。

消費生活のご相談は・・・



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)
☎ : 0776-22-1102
FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (つばき回廊業務棟 3階)
☎ : 0770-52-7830
FAX : 0770-52-7831
(第3日曜日は休館)

受付時間9:00～17:00 (平日、土日) (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索 

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのか分からない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。

不法投棄・野外焼却(いわゆる野焼き)は重大な犯罪です!

事業活動に伴って排出される産業廃棄物はもちろんのこと、日々の生活から出る一般廃棄物であっても、廃棄物をみだりに捨てることや焼却することは、廃棄物処理法で禁止されています。

不法投棄等の拡大を防止するには、早期の発見・通報が重要です。不法投棄等を発見したら、速やかに下記まで連絡してください。



【不法投棄110番】

設置場所	電話番号等	対象区域
福井県循環社会推進課	TEL : 0776-20-0584 (E-mail junkan@pref.fukui.lg.jp)	県下全域

【福井県の健康福祉センターの電話番号等一覧】

センター名	電話番号	担当区域
福井健康福祉センター (環境廃棄物対策課)	0776 (36) 1116	福井市、永平寺町
坂井健康福祉センター (環境衛生課)	0776 (73) 0600	あわら市、坂井市
奥越健康福祉センター (環境衛生課)	0779 (66) 2076	大野市、勝山市
丹南健康福祉センター (環境廃棄物対策課)	0778 (51) 0034	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
二州健康福祉センター (環境廃棄物対策課)	0770 (22) 3747	敦賀市、美浜町、若狭町のうち旧三方町
若狭健康福祉センター (環境衛生課)	0770 (52) 1300	小浜市、高浜町、おおい町、若狭町のうち旧上中町

これらの情報は、県のホームページにも掲載されています。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/fuhoutouki.html>

●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

2・3月の開設日

開設時間 14:00~16:00

分野	2月		3月	
	福井弁護士会 (法律)	1日(休)	県嶺南消費生活センター	5日(月)
福井県建築士会 (建築)	13日(火)	県消費生活センター	7日(水)	県消費生活センター
	21日(水)	県消費生活センター	13日(火)	県消費生活センター
福井県建築士会 (建築)	19日(月)	県消費生活センター	-	-

※先に申込みをした方が優先になります。相談を希望される方は、県(嶺南)消費生活センターまでご連絡ください。

なお、3月5日(月)の申込受付は敦賀市でもできます。また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

福井しあわせ元気国体2018
福井しあわせ元気大会2018



第73回国民体育大会・第18回全国障害者スポーツ大会 織りなそう カと技と美しさ

発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1
☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

特定商取引法における 「クーリング・オフ」とはどんな制度？

クーリング・オフとは、訪問販売のように突然の業者の勧誘などで契約をしてしまった場合が対象で、特定の取引に関して一定期間内であれば「無条件で契約を解除できる制度」です。

クーリング・オフできる取引 (①から⑥までの取引)

<p>①訪問販売</p> <p>消費者の自宅等を事業者が訪問し、商品を販売する (キャッチセールスも対象)</p> 	<p>②電話勧誘販売</p> <p>消費者に事業者が電話をかけて、商品を販売する</p> 
<p>③特定継続的役務提供</p> <p>特定の7種類のサービスについて 長期・高額の契約をする</p> <p>エステティック、美容医療、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、語学教室</p> 	<p>④訪問購入</p> <p>事業者が消費者の自宅を訪問し、消費者の物品を買い取る</p> <p>(注) 自動車、家庭用電気機械器具、家具、書籍有価証券などクーリング・オフできない物品もあります。</p> 
<p>⑤連鎖販売取引</p> <p>「他の人を販売員にするとあなたも収入が得られる」と消費者を勧誘し、商品等を販売する</p> 	<p>⑥業務提供誘因販売取引</p> <p>「仕事を紹介するので収入が得られる」と消費者を勧誘し、商品等を販売する</p> 

*インターネットを通じて注文して物品を購入するような場合は、「通信販売」という取引に該当し、クーリング・オフの対象にはなりません。

クーリング・オフできる期間

契約書面を受け取った日を1日目として、以下の期間以内

<p>8日間</p>	<p>①訪問販売 ②電話勧誘販売 ③特定継続的役務提供 ④訪問購入</p>
<p>20日間</p>	<p>⑤連鎖販売取引 ⑥業務提供誘因販売取引</p>

裏面もみてね

